

○「議案第123号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本市における情報漏えい対策について

特定個人情報に限らず、他の個人情報も漏えいは許されないものである。日本年金機構の情報漏えい事故も踏まえ、市のセキュリティ基準を厳格にする改定を今後実施する予定であり、職員には基準改定を通じて情報漏えい対策を徹底していくとともに、マイナンバー関係事務の研修を実施し、制度の周知を図っていく。

* マイナンバーを利用する業務のうち、外部委託している業務の情報漏えい対策について

外部委託している業務については、契約に至る過程において受託業者のセキュリティ管理体制を確認するとともに、特定個人情報保護評価の制度により対策を実施する。

* 業務委託先において非正規職員がマイナンバー関連事務を行う可能性について

受託業者の従業員に対する情報セキュリティ教育等については、各事業者が個人情報保護委員会が定めるガイドラインに基づいて、必要な対策を行うこととなっている。

* 本市においてマイナンバーを利用する業務の範囲について

法の趣旨に従い、マイナンバーを利用しないと事務処理に支障が生じるものを精査するなどした上で、マイナンバーを利用する業務の範囲を検討する。また、個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付については、本市においては住民基本台帳カードにより行政サービス端末での証明書発行サービスを実施していることなどを踏まえ、対応する予定である。

* 市職員証の個人番号カードへの統合について

市職員証の個人番号カードへの統合は考えていない。

* マイナンバー導入に必要な経費、職員体制及び導入後の運営経費について

マイナンバー導入に伴い、平成27年度予算に約11億3,000万円のシステム改修経費を計上しているが、国庫補助金を現時点で2億5,000万円申請しており、さらに今後追加申請も予定していることから、全額が市の負担となるわけではない。職員体制については、総務局にマイナンバー関係業務を担当する職員を配置したが、マイナンバーを利用する各部署については、これまでも制度改正による事務処理方法の変更は度々実施されており、既存の体制で対応できると考えている。運用経費については、マイナンバーを利用する情報端末は利用以前から稼働しており、もともと運用経費が発生しているため、マイナンバー利用に係る経費だけを算出することは困難である。

* 市独自の問合せ窓口の設置について

問合せについては、内容に応じ、ICT推進課及びその他の関係部署で対応している。

*** 市による安全性の担保について**

特定個人情報に限らず、これまでも個人情報は厳格に管理する必要性があったが、番号法では事業者の過失による情報漏えいに関して新たに罰則が設けられたため、市としてはその様な事態が発生しないよう、事業者を対象とした説明会を通じて周知を図り情報セキュリティの確保に努める。

*** 市によるマイナンバー制度周知の取組について**

市民への制度周知については、市政だより、ポスター、市ホームページ、テレビ、ラジオ、広報ビジョン等を利用して実施しており、今後も様々な媒体を活用し、周知に取り組んでいきたい。また、事業者への制度周知については、商工会議所及び税務署と連携して講習会を開催しており、今後も継続して開催していく予定である。

*** マイナンバー制度の利点が知られていない現状について**

本制度は利点があることから実施するものだが、年金情報の漏えい事故があり、悪い印象が先行してしまっている。本市としては、市民が実感できる利点を周知していく必要があると考えている。

*** 通知カードの不達への対応について**

10月から順次通知カードが発送されるが、不達の場合には返戻理由が記されて各区役所に返戻されるとともに不在通知が投函されるので、後日改めて区役所で通知カードを渡すこととなる。具体的な不達者数は、現在のところ想定していない。

*** 証明書取得に個人番号カード保有が必須でないことの周知について**

個人番号カードの取得は任意だが、マイナンバー確認と本人確認が併せて行える利点があり、またカードを紛失しても、直ちにカード単体で個人情報が流出することはない。市としてはこれらの点を周知し、利用促進を図っていきたい。

*** 任意である個人番号カードの利用率を新たな総合計画の目標にすることの妥当性について**

新たな総合計画は現在作成中であり、目標とする指標については、今後妥当か否かも含めて精査していく。

《意見》

*** 本市は従来から情報セキュリティ対策に万全を期してきたと認識しているが、ヒューマンエラーが起こる可能性は拭い去ることはできない。個人情報漏えいに関する事故が発生してしまうと市の情報セキュリティ対策が問われることになるので、適切に対応してほしい。**

*** 業務委託先も含めて、行政が責任を持って情報漏えい対策を講じるとともに、正規職員だけでなく非正規職員に対しても、情報漏えいが発生しないよう対策を周知してほしい。**

*** マイナンバー制度は中止しても市民生活に影響がないと考えている。マイナンバー**

一制度の利用対象となる社会保障・税の情報は自治体にとって根幹に関わるものであり、本制度の実施は延期するべきである。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第124号 川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第132号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 中学校完全給食開始による授業への影響について

現在、多くの市立中学校では、昼食時間と昼休みの時間は、合計して40分となっているが、給食実施後は各学校が実情に合わせて設定する。給食では配膳と片付けの時間が必要であるため、他都市の事例も研究しながら、今後検討していく。試行実施校の東橋中学校では、準備と喫食を合計して35分、後片付けと昼休みを合計して20分とする予定である。

* 自校調理方式の小学校において児童が調理場を見学する機会について

現在、授業の一環として児童が調理場を見学する機会はないが、小学校では、昼休みの時間に児童が調理場を見ることはある。また保護者、地域住民についても、試食会を実施することはあるが調理場を見学する機会はない。

* 試行給食の実施内容及び対象者について

事業者から、試行給食を2回実施すると提案を受けており、実施日は今後検討する。規模は1万5,000食で、対象は生徒を考えている。保護者については中学校における実施場所の確保に課題があるため、実施方法については検討したい。

* 教育委員会が給食時間の時程を示すことについて

給食時間の時程は、基本的には実情に応じて各学校が設定するものであるが、給食時間の中での所要時間と実施内容については、教育委員会がある程度示す必要があると考えている。現在、中学校給食推進連絡調整会議の中で給食の手引を作成しており、その中で準備、喫食、片付けのおおむねの時間・内容を示したいと考えている。

* 配膳員の配置及びエレベーターが使用可能なコンテナサイズの再検討について

契約では配送員が配膳室まで配送することとなっており、配膳室から各教室への搬送等は学校側の運用となるので、事業者ではなく、各学校と教育委員会が検討していく課題と認識しており、十分な検討が必要である。現在、中学校の教員は小学校を訪問し給食の配膳方法等を確認しており、エレベーター数も限られているため、生徒にも協力してもらい配膳を実施したいと考えている。

また、コンテナサイズは食器・食缶の大きさに基づいて設定されており、サイズを小さくするとコンテナや配送車の台数が増える等の課題があり、事業計画の大幅な変更が必要となるため困難である。

*** 各学校の配膳員の配置について**

給食センターから各学校までの配送はPFI事業に含まれるが、学校の配膳員の配置は市が行う。具体的な内容は未定だが、給食の受渡しスペースに複数の配膳員を配置したいと考えている。

*** 給食センターから給食を配送する学校の選定基準及び最長の配送時間について**

給食の配送先については、市内3か所の給食センターから全中学校に配送するための配送校の区分を検討し、最善の割り振りとした。詳細な配送ルートは本契約後に事業者と検討するが、南部給食センターからの配送校の中では他校経由を想定している宮崎中学校が最長で、80分と想定している。

*** 給食配送のシミュレーション実施について**

配送車による給食配送のシミュレーションは実施していないが、調理から2時間後に給食の温度計測と試食を行ったところ、食材は温かく、大量調理施設衛生管理マニュアルに定める喫食時温度の65度以上を保っていることを確認した。

*** 配送ルートの工夫による契約金額の減額について**

配送車の台数を削減すれば配送コストを減額できるが、配送ルートの検討による配送車の台数の削減は困難である。また、配送車に乗車する職員の人件費についても、効果は少ないと考えている。配送ルートの工夫により各学校へ早く給食を届けることに主眼を置いて検討したいと考えている。

*** 南部給食センターの配送車の配送回数について**

配送に当たっては、最初に食缶を配送し、2回目に食器を配送する提案を受けている。回収も含めると3回は往復することとなる。

*** 配送計画の審査方法について**

配送については、南部、北部は午前中2回、中部については午前中1回である。配送計画については、事業者からの提案内容を確認した上で、審査した。

*** 給食到着時間の違いによる各学校における品質の差について**

現在の計画に基づく到着時間では、衛生管理基準上は問題ないと考えている。配送ルート等については、本契約後に検討していく。

*** 配送車の予備車3台の活用方法について**

南部給食センターの予備車3台は、道路混雑等により予定どおり各学校に配送できない場合等に対応するため活用する予定である。

*** 配送遅延が発生した際の授業の影響について**

本事業については、配送時間を要求水準書に掲載しているため、事業者は配送時間を遵守する必要があるものと考えている。

*** 給食の配送時間の遵守について**

配送時間については、事業者が要求水準書に記載されている内容を遵守することが前提である。契約書にはやむを得ない事由で、市に連絡があり、市が承

諾した場合には要求未達としないと規定されているが、この規定は例えば災害時等を想定しており、通常の渋滞による遅延は含まれないと考えているが、事業者とは具体的な事例を含めて今後確認していく。

*** 各センターからの配送対象校の見直しについて**

3センターで全校に配送できるよう対象校を設定しているため、現段階での見直しは困難である。

*** 各学校への給食搬入の際の安全対策について**

配送車には配送員が同乗しており、配送車が学校に乗り入れる際の安全対策は配送員が対応する予定である。また、学校に搬入してから喫食までの安全管理については、配膳室に配膳員を配置し、対応したいと考えている。

*** 配膳の方法について**

給食は各学校に食缶に入った状態で配膳室に搬入される。喫食までは配膳室で安全に食缶を保管し、喫食の際には各教室で食器に移して配膳する。また、アレルギー対策の観点から、誤配がないよう学校の教員が確認する予定である。

*** エレベーター未設置の中学校数及び未設置校における配食方法について**

エレベーター未設置の市内中学校は、平成27年8月時点で18校である。未設置校においても、基本的に生徒が配膳室から教室まで持ち運ぶ予定である。

*** 配食時の既設エレベーターの利用について**

エレベーターで全ての食缶を運搬するには相当の時間を要することや、また配食時間にエレベーターが必要な生徒がいるため、全ての既設エレベーターが配食に利用できるかは現時点では不明である。

*** 生徒が熱い食材を運ぶ際の安全確保について**

配食にはパッキン付きの蓋と固定できる構造の2重保温食缶を使用するため中身が熱い食材でも持って熱く感じることはなく、蓋が閉まった状態でひっくり返してもこぼれることはない。

*** 調理及び食材納品の実施日及び献立について**

給食センターでは当日調理を原則とし、前日調理は行わない。ただし食材納品については、現在の小学校給食でも常温で保管できる食材は前日納品を行っており、この点はセンターでも同様である。食材については小学校給食と同じ食材を使用したいが、全て同じにできるかは今後検討していく。また、献立については、可能な限り小学校給食と同様となるよう作成したい。

*** 食物アレルギー対応が必要な生徒数について**

南部給食センター配送校に限定した食物アレルギー対応が必要な生徒数は把握していないが、市全体では約1%と想定しており、南部給食センターでも1%に該当する150食はアレルギー対応が可能としている。

*** 異物混入対策について**

センター内においては、衛生管理基準を遵守して調理を行っている。また学校内においては、給食の食缶を置き去りの状態にはしない。

*** 犬蔵中学校が自校調理方式となった理由について**

犬蔵中学校は、事前調査では配膳室を整備するにはプレハブなどの整備が必

要と分類したが、校舎敷地内に自校調理場を増築できる敷地があり、増築しても教育環境に影響がないとの学校側の意向があった。そのため、P T A等とも調整した上で、自校調理方式を採用した。

*** 南菅中学校以外に、自校調理方式について協議した学校について**

自校調理方式の実施可能性があったのは、実施する中野島中及び犬蔵中の2校以外は南菅中だけであり、そのため他の中学校との協議は実施していない。

*** 全校をセンター方式としなかった理由について**

中学校完全給食の実施については、どのような方法を採用すれば全校に給食が提供できるかという観点で、市内小中学校全校を調査し、センター方式、親子方式、自校方式の全ての可能性を検討してきた。市内3か所の市有地が給食センター用地として利用できることが判明し、3か所の敷地に建設可能なセンターの規模で最大の食数を確保し、センター方式に親子方式、自校調理方式を組み合わせることで市内全中学校で必要な食数が確保できたため、3方式を採用した。

*** 3センターの中で最大規模の南部給食センターを最初に整備する理由について**

当初は3センターを同時に建設する予定であったが、P F I事業の実施方針を公開した際に、事業者から3センターを同時に建設することは困難であるとの意見があった。そのため整備時期を調整し、提供食数が最大であり、全生徒の過半の食数を提供できる南部給食センターを先行して整備することとした。

*** 自校調理方式の学校を増やす可能性について**

中学校給食の方式検討に当たっては、市内全中学校を訪問し、各学校における状況を確認した上で、実施方法を決定した。自校調理方式については2校で実施するが、現時点でそれ以上増やすことはできないと認識している。

*** 教育委員会で実施した保護者アンケートについて**

教育委員会で実施したアンケートでは、保護者の約8割が小学校のような給食を希望しているとの結果が出たが、このアンケートにおける小学校のような給食とは、食缶による配膳や市の栄養士による献立作成など、必ずしも自校調理方式による給食のみを指しているとは考えていない。

*** 自校調理場の確保の考え方について**

中学校は部活が盛んであるという実情も踏まえ、教育環境に支障が出ないようにすることを考慮した。

*** 自校調理方式の学校の設備をリース方式とした理由及び市内企業の活用について**

自校調理方式の学校の整備は、早期実施、経費の平準化の観点からリース方式とした。リース契約については現在指名入札の業者選定の手続中で、11社中1社が市内企業である。また、工事に必要な下請業者や各種材料の納入業者の選定に当たっては市内業者を最優先することを原則としたいと考えている。

*** 財政収支見通しについて**

7月に総合計画素案を公表した際の収支見通しでは、平成30年度までは収支不足が見込まれるため減債基金からの借入れを行うが、その後は借入れを行わず収支が均衡する。収支見通しについては、現在11月の公表に向けて作成

中であり、この中では収入については7月に発表された国の中長期の経済財政に関する試算を反映し、新規の大規模事業等も反映させる予定である。

*** 財政収支フレーム公表前に本議案を提出した理由について**

教育委員会では中学校給食の実施を決定し、必要な事業額を積算した。市の財政収支については所管局が把握し、本事業の事業額として認めたものである。

*** 新規大規模事業を反映した収支見通しの早期提出について**

現在、11月の公表に向けて作業している段階であり、早期提出は困難である。

*** 保育事業において市独自基準を導入した際の収支見通しへの影響について**

収支見通しにおける事業費は、現在の制度に基づく必要金額を反映している。保育事業については国の基準に基づく金額を反映しており、仮に本市独自基準が適用される場合には改めて所要額を反映する。

*** 小児医療費助成の拡充について**

小児医療費助成については、平成28年4月から小学校3年生まで拡充することとして取組を進めており、その所要額を収支見通しに反映している。今後、拡充する場合には改めて所要額を反映することとなる。

*** 国の中長期の経済財政に関する試算の正確性について**

試算については、一定の条件に基づき算定するもので、必ずしもそのとおりになっているものではないが、収支見通しの作成に当たっては客観性を担保する必要があることから、公の機関が公表している数値を使用する必要があると考えている。

*** 新規大規模事業を反映した収支見通しの公表について**

新規大規模事業については、新たな総合計画で事業の優先順位や実施年度等を調整し、収支見通しに反映するもので、現在11月の公表に向けて調整中であり、現時点では公表できない。

*** 基礎的な投資的経費の金額が毎年度同額である理由について**

基礎的な投資的経費については、公共施設の維持補修や長寿命化の取組等であり、一定の金額を確保して推進する必要がある性質のものなので、毎年度同額としている。

*** 待機児童対策及び中学校給食の優先順位について**

待機児童対策と中学校給食は、平成26年度当初予算の発表時に最優先に取り組むことを公表し、着実に推進しているものである。その他の事業の優先順位については、新たな総合計画策定の中で検討していく。

*** 収支見通しへの人件費の職員の昇給分及び県費負担教職員の移管による負担増の反映について**

人件費については、主に退職動向等を捉えて算定しているため、昇給分については収支見通しには計上していない。また、県費負担教職員の移管については、市負担分が税源移譲及び交付税措置される制度となっているため収支見通しには計上していない。

*** 新規大規模事業の優先順位決定後の市財政の健全性の担保について**

今回示した収支見通しについては、現在実施が位置付けられている事業が実施可能であるということを示すものである。例として本庁舎建替については平成30年度の時点でスケジュール等の判断をすることになっていることから、本庁舎建替も含め今後の新規大規模事業は引き続き調査を進め、順次収支見通しに反映させていくものである。

*** 大規模事業の収支見通しへの反映なしに財政の健全性が確認できないことに対する見解について**

11月に公表する新たな収支見通しでも不確定な事業はなお残るものである。中学校給食は、本市より小規模な自治体を含む全国の86%の自治体で既に実施しており、本市における開始後の負担額は一般財源全体の0.6%であり、既に収支見通しに反映していることから、本事業については確実に実施していくものである。

*** 債務負担行為設定に関する認識について**

債務負担行為は、複数年にわたる支出を明示し予算を確保するとともに、事業を実施するという市民との確認事項であると認識している。

*** 社会保障関連経費の負担増について**

社会保障関連経費については、人口動態により高齢者福祉経費の増加分を算出しているとともに、小児医療費も来年度に拡充する小学校3年生までの経費を収支見通しに反映している。

*** PFI事業期間における市の負担額増額の可能性について**

工事費は、国土交通省が公表する建設工事費デフレーターと1.5%の差が生じた際には変更する。また、光熱水費は消費者物価指数の一定規模以上の改定があれば、変更する必要がある。提供食数に2割の増減が発生した場合には、1食当たり食数の単価変更を実施する。

*** 中学校給食事業にBTO方式を採用した理由について**

BTO方式の採用については、中学校完全給食実施方針を策定する過程で、中学校給食推進会議、教育委員会での検討を経て決定した。民間活用の方式は複数あるが、BTO方式では運営期間中も施設が市の所有となるため施設・設備面への市の関与が容易である等の利点がある。その他、国の補助金の活用、民間ノウハウの活用、サービス向上、また事業費の削減効果を計るVFMが3%見込まれるという視点から総合的に判断してBTO方式を採用した。

*** BTO、BOTそれぞれの方式における国の補助金について**

BTO方式では建設後に国からの補助金が適用されるが、BOT方式では補助金の適用が事業期間終了後になり、BTO方式と比較すると確実性が低い。

*** 他都市事例の研究について**

PFIによる給食センター整備については、他都市の事例では全体的にはBTO方式が多くなっている。BOT方式を採用している自治体については理由を公表していない自治体も多いが、建設後すぐに施設が移管されないため維持管理に課題があると聞いている。

*** VFMの算出主体及び可能性調査時と落札時のVFMの乖離について**

VFMの算出は、事業者ではなく本市が行ったものである。また、落札額は予定価格より低くなるため、可能性調査時と比較してVFMが更に大きくなった。

*** 事業者選定審査委員会の摘録の作成状況について**

事業者選定審査委員会の摘録については、現在作成中である。

*** 本事業を対象とした国からの交付金の金額について**

本事業を対象とした国からの交付金は、平成26年度の基準単価により算出すると約6億2,000万円である。

*** VFMの他都市との比較について**

VFMは給食センターの立地条件や施工時期、建物の特性により変わるため、都市間の単純比較は困難であり、従来手法と比較して削減効果があるかという観点で検討した。

*** 南部給食センター事業者となる構成企業の実績について**

株式会社東洋食品は、16件のPFIによる給食事業及び162か所の給食センター運営、東亜建設工業株式会社は9件のPFI事業、伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社は7件のPFI事業、秋山商事株式会社は市内17校の学校維持管理、タニコー株式会社は60か所の調理設備の施工実績、三菱UFJリースは給食センター9件、パシフィックコンサルタントは30件の実績がある。

*** 工期短縮の可能性について**

東洋食品は市内3か所の給食センターに応募しているが、南部センターの工期を調整したスケジュールであったため3か所とも応募できたと考えている。工期を3か月短縮した場合、株式会社東洋食品が落札した他のセンターの工期と重複するため、工期の3か月短縮は困難であると考えている。

*** 事業者との協議頻度について**

事業者との協議については、契約については仮契約までの間月1～2回、設計については月1回程度準備会として実施してきた。

*** 代表企業のバックアップ企業として提案のあった会社について**

代表企業である株式会社東洋食品からは、株式会社レクトンという会社をバックアップ企業として提案を受けている。構成企業が事業の継続が不可能となった場合には、速やかに代替企業を探して事業継続を図る必要がある。また、別途本市と横浜銀行の間で直接協定を締結する予定であり、事業継続に関与、協力してもらう仕組みとなっている。

*** 要求水準書の内容達成の担保について**

要求水準書の内容達成については、所管部署だけでなく、関係局も含めてモニタリングしていく。水準が未達成の場合には、是正勧告を行い、改善されない場合には支払金額の減額も実施できる。

*** 要求水準書の変更に関する協議について**

事業契約書では、合理的理由があれば要求水準書の変更の協議を市から請求できると記載されているが、事業者との協議により、変更できない場合もある。

合理的理由については、例えば学校数が増減した場合などが考えられる。

*** センター施設の経常修繕及び大規模修繕について**

センター施設の大規模修繕費は、本契約の事業費には含まれていない。他都市でも大規模なドライシステムのセンターの大規模修繕を実施した事例がなく金額の想定は難しいと考えている。また経常修繕については、事業者の業務と位置付けているため、事業者が対応する。ただし、想定外の法改正や自然災害のような、事業者の責任ではなく不可抗力による修繕については、市で対応する。またセンターの設備についても、市職員事務室内を除いて事業者が対応する。

*** センターの大規模修繕費の概算額について**

大規模修繕費については、先行他都市においてもドライシステムの大規模修繕を実施した事例がないことから、本契約後に策定する長期修繕計画が事業者から提出された後、算出する予定である。

*** 事業者への修繕要請について**

施設の維持管理・運営については、関係部署とも連携してモニタリングするほか、事業者から修繕が必要との報告があれば、修繕を要請する。要求水準書に定めた業務を実施できるよう必要な修繕を促し、要求水準に達しない場合には是正勧告やサービス購入料の減額及び契約解除の可能性もある。

*** 光熱水費の負担について**

センター運営にかかる光熱水費は、本市が支払うサービス購入料に含まれている。

*** 本事業における市内企業の活用について**

本事業においては、市内の9社から関心表明書の提出があり、主には建設会社である。事業者からは市内企業活用の提案を受けており、実際に事業者がどの会社と契約を締結したかについては、事業者から報告を受けて確認する。

*** 15年の事業期間が経過した後の運営体制の見直しについて**

現時点で具体的に示せる見直しの内容等はないが、今後、何らかの見直しは必要と考えている。

*** 仙台市の給食センターの提供食数及び整備費について**

仙台市の高砂給食センターは提供食数1万1,000食で、落札額は約68億円、南吉成給食センターは1万1,000食で、落札額は約106億円である。

*** サービス購入料の内訳について**

運営面の各年度のサービス購入料の概算内訳は、人件費が約2億6,900万円、光熱水費約1億4,300万円、維持管理費約6,800万円、配送・改修費約1億7,400万円、SPC運営経費・保険料等約1,100万円の見込みである。

*** 事業費の支払いについて**

事業費については、事業者からの提案で毎年度の支払金額の見込みが示されている。モニタリングを通じて市が要求水準書に示した事業実施の確認後、現

在の支払計画のとおりにより支払うこととなる。

*** アドバイザリー契約締結会社と、SPC構成企業が同じ親会社であることについて**

入札説明書において、アドバイザリー契約締結会社の親会社及び子会社は、入札に参加できないと規定されている。SPCにはコンサルタントとしてアドバイザリー契約締結会社と親会社が同一である企業が入っているが、2社については、別会社であり、入札説明書の規定に抵触しないことを確認するとともに、他都市事例に照らして、特に問題がないことを確認した。

*** アドバイザリー契約締結企業との協議頻度及び協議内容について**

アドバイザリー契約締結企業とは、多い時期には週1回程度協議を行うとともに、随時電話等で連絡を取っている。協議内容としては、可能性調査時には他都市調査、事業者選定審査委員会実施の際には他都市の実施例の研究や設計の準備業務、要求水準書の策定アドバイス等について協議を行った。

*** 建設期間3か月短縮の場合、事業者が契約に応じる見込みがないとの根拠について**

建設期間3か月短縮の場合については、代表企業に確認をしたところ、困難であるとの回答であった。

*** 建設期間を変更せず、運営開始時期を変更することについて**

中学校完全給食実施方針に基づき、運営開始時期を変更せずに給食を提供するのが責務だと考えている。

*** 議案を再提出する場合の債務負担行為の扱いについて**

議案を再提出する場合には、事業の終了時期が変わるため、新たに債務負担行為を設定することが必要である。

*** 再公募となった場合の事業者の参入について**

本件の公募に参入した事業者数は2社であった。再公募した際に何社が参入するかについては、現時点では不明である。

*** 提供食数と稼働日数が同程度の福岡市第1給食センターとの落札金額の差について**

本市南部給食センターは、福岡市の第1給食センターと比較して敷地面積が狭く、工事の難易度が高いため、落札金額に差が生じたものと考えている。

*** 本議案の契約金額の妥当性及び市財政に対する負担について**

本議案における契約金額については、他都市の状況等も踏まえ、十分に妥当であると考えている。市財政に対する負担については、予算の中に反映していると所管局から聞いており、先行して財政的な裏付けが取れていると考えている。

*** 支出予定金額の大幅増額の可能性について**

本事業については、民間のノウハウを活用した提案を受け、実施するものであり、事業者としても責任を持って実施するものである。事業者とは事業を一緒に進める信頼関係を築いているので、契約金額に大幅な変更はないと考えている。

*** 配膳員の人件費、大規模修繕費以外の中学校完全給食に係る経費について**

配膳員の人件費、大規模修繕費以外に、中学校完全給食に係る経費として見込まれるものはないと考えている。

*** 本センターの災害時の活用について**

本センターには、備蓄庫、緊急遮断弁付き受水槽を設置する予定である。また、事業者からは災害時の炊き出しの実施、シャワーの提供の提案があったため、本契約締結後事業者と詳細を協議していきたい。その際、炊き出しを実施した場合の費用負担も合わせて協議するが、災害時には本市が負担する可能性もあると考えている。

*** 本議案を12月定例会で議決した場合の影響について**

本議案が12月議会で議決された場合には、平成29年9月の給食開始を遅延させることがないよう、センターの工期を短縮させる必要がある。しかし、建設需要のひっ迫から、3センター同時整備を断念した経緯もあり、事業者からも工期の3か月短縮は困難と聞いている。そのため、再度の事業者募集を検討することになる。

*** 今年度において中学校給食に関する総務委員会報告がなかった理由について**

昨年度は事業の進捗に応じて、数回総務委員会への報告を実施したが、平成27年1月を最後に委員会での報告は実施していない。今年度においては適宜資料提供を行い、事業の進捗について説明してきた。

*** 昨年度に実施方針の修正版を作成後、事業費についてパブリックコメントで金額を周知しなかった理由について**

パブリックコメントについては、市の条例では、市の基本的な計画を定める際に行うこととされており、中学校完全給食実施方針策定の際に行っている。実施方針修正後も、PTAや町内会等へも説明し意見を聞いてきた。

*** 市内企業を対象とした本事業の説明会の開催について**

市内企業を対象とした説明会は実施していないが、市内企業から所管部署への問い合わせは多数あったほか、所管部署へ訪問して問合せをする企業もあり、その都度、可能な限り説明してきた。

*** 栄養士の配置について**

栄養士の配置については、国の基準により行う予定である。国の基準を超えた配置を行うには全庁的な議論が必要であり、来年度の教職員配置計画策定の中で検討する。

*** 給食開始後の生徒及び保護者からの意見聴取の検討について**

給食開始後に、生徒及び保護者から意見を聞き、必要に応じて見直しを検討する。

*** 給食開始後、不評だった場合の対応について**

事業者は他都市でも給食センターを運営しており、本市においても適切に事業を実施するものと考えている。

*** 本事業実施による他の教育事業への影響について**

給食の開始が他の教育予算に影響するという事は、本末転倒であり、給食

については適切に取り組みながら、他の教育予算についても必要に応じて要望していく必要があると考えている。

*** 前市長時代に中学校給食が実施できなかった理由について**

前市長時代には定例会ごとに中学校給食の議論があったが、前市長は愛情弁当に対する信念があったものとする。

*** 平成29年9月開始を遵守する必要性について**

中学校給食については、一度スケジュールを見直し、実施時期を遅らせて平成29年9月開始と設定した。早期実施を求める子ども達や保護者の声に応えるため開始時期を設定したものであり、確実に開始したい。

《意見》

* 大規模修繕費については、概算額でも構わないので示してほしい。

* 議案審査に当たっては、審議に必要な資料を適切に議会へ提出してほしい。

* PFI事業は、今後増加すると思われるため、PFI事業において市内企業の育成を図る手法について検討してほしい。

* センターから各学校への配送距離が長く、配送遅延の可能性も考えられるため、他の学校を経由せず配送できるよう、必要となる配送車の台数を確保してほしい。

* 減債基金の返済計画については、来年度の2月に公表予定と聞いているが、方向性や市の考え方については時期を早めて、11月に公表してほしい。

* 中学校給食について、市長側は中学校給食の財源が確保されているため問題がないという認識だが、議会側は財政全体について健全性が担保される必要があるとの認識であり、認識に大きな乖離がある。

* 契約の内容、金額の妥当性や多大な投資による将来負担を懸念して質疑をしてきた。十分理解することができなかった事項もあり、将来負担に対する懸念も拭えなかったが、本議案を継続審査とした場合に市民に多大なる影響を与えることを考え、附帯決議を付して賛成するものである。

* 本議案は本来ならばさらに時間をかけて徹底的に慎重審議を重ねるべきであるがこれまで提出された資料以上のものや、答弁は得られない状況も考え、現状の中で判断せざるを得ないことから、議会の意思を明確に示すためにも附帯決議を付して賛成するものである。

* 審議に当たり必要な情報が十分提供されず、答弁でも納得できないものがあり、特に新規の大規模事業を含めた収支見込みが示されなかったことは非常に残念であるが、本議案を継続審査とした場合の市民への多大なる影響を考え、附帯決議を付して賛成するものである。

* 本議案については、課題は多くあるが、中学校完全給食は全国の自治体の86%が実施しており、中学校給食は本市の行政施策の中でも他都市に比べて遅れている。一方近年では子どもの貧困の問題もあり、早期に実施する必要がある。運用上改善できるものは改善するとの答弁もあったことから、苦渋の決断であるが、附帯決議を付して賛成するものである。

《議案第132号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第132号に対する附帯決議の審査結果》

全会一致附帯決議を付す

○「議案第134号 平成27年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第8号 川崎市立小学校・中学校の学校図書館に、専任、専門、かつ常勤の学校司書を計画的に配置することに関する請願」

《請願の要旨》

平成27年4月から実施されたモデル校の学校司書を「専任、専門、かつ常勤の学校司書」に内容を改善した後に、検証を行い、その上で市立小学校・中学校全校の学校図書館に、内容の充実した専任、専門かつ常勤の学校司書配置が計画されること及び現在策定中の教育大綱に、本市の教育における学校図書館と学校司書についての今後の構想が明記されるように働きかけることを望むもの。

《理事者の説明要旨》

学校司書は、資格要件はなく、各区に1校、合計7名を配置し、学校図書館に常駐している。また総括学校司書は、司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格を有する非常勤職員で、各区3名、合計21名を配置し、各学校を巡回訪問している。学校図書ボランティアは、113校の全ての小学校と14校の中学校、2校の特別支援学校で読書環境整備に協力している。

学校司書配置モデル事業は、議会での請願の審査結果や、関係法の改正を踏まえ、配置、検証を進めることとした。学校司書モデル校の検証については、開始したばかりであるが、おおむね良好である。今年度の4月から7月までの7校のモデル校の図書の貸出冊数は、前年度の約1.3倍になった。

本市が目指す総括学校司書や学校司書の在り方としては、総括学校司書を将来的には中学校51校全てに配置し、中学校の学校図書館に専門的な立場で常駐させ、小学校に配置される学校司書、司書教諭、図書ボランティア等に適宜、助言や支援を行う、また、小学校には現行の学校司書配置モデル事業を拡充して、113校全てに学校司書の配置を進めていきたい。

人的配置に関する学校のニーズについては、小中学校の校長に非常勤職員が加配になった場合に望む職員を聞いたところ、小学校では「少人数学級・少人数のための教員」、「児童支援コーディネーターのための後補充」、「特別支援学級の教員」の順で、中学校では「少人数学級・少人数のための教員」、「特別支援学級の教員」の順で多いという結果であり、学校司書の配置を希望する学校はなかった。

「大綱」については、文部科学省の通知によると、詳細な施策について策定するものではないこと、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると記載されている。本市においては、「大綱」に関する考え方として、本市第2次教育振興基本計画「かわさき教育プラン」を基本に位置付け、調整が図られている。学

校図書館の充実については、「かわさき教育プラン」の基本政策の中に位置付けており、「大綱」に盛り込まれているものとする。学校図書館の整備・充実は、大変重要な課題であり、総合教育会議において予算を伴う「教育条件整備に関する施策」の一つとして協議・調整することも可能とする。

今後は学校司書を配置した経緯やそれに係る経費、人的配置に関する学校のニーズ等を勘案して、現在の学校図書館への取組と、学校司書配置モデル事業の継続を図りながら検証を行い、学校図書館の更なる充実や読書環境の整備に努めていきたい。

《主な質疑・答弁等》

* 本請願に対する基本的な考え方について

最終的には、学校図書館の充実を図るためには、請願にあるように「専任、専門かつ常勤」の職員が配置されることが、極めて望ましいとする。ただし、常勤の考え方であるが、請願中にあるように「1日6.5時間、週4～5日の勤務」ということであれば、行政的な規定からすれば非常勤職員に属するものと考えられる。

* 過去の請願の採択の結果を踏まえた学校司書についての計画の経緯について

学校司書を学校図書館に適正に配置するための方策を検討した。現在、21人配置している総括学校司書については、各学校の図書館の質を落とさないために継続することとした。学校図書館に常に人がいることは重要なことと認識しているため、27年4月に施行したかわさき教育プランにおいて、学校司書のモデル配置を行い、第1期実施計画の中で効果を検証することを位置付けている。

* 学校司書が有する専門性についての考え方について

本市には、これまで学校図書館に関わってきた保護者や地域の方々、元教員の方々が多くいるため、その豊富な人材の中から、資格の有無にかかわらず、子どもが好きで、本を愛し、子どもたちに良い本を手渡すことができ、学習に必要な本を選書する手伝いができる知識を有する方が適正と考えている。

資格の要件は大切ではあるが、それよりも学校司書がどのような能力を発揮することができるか、どのように学校に貢献できるかが重要と考えている。

* 学校図書館運営計画の具体的内容について

司書教諭が学校図書館の担当教諭となった場合、年間計画を立てることが、通常、学校現場で行われるが、例えば図書の貸出・返却方法、図書委員会の活動方法、読書週間の取組方法などである。

* 学校司書を配置した目的について

目的としては、なるべく多くの時間帯に学校図書館が開いていることで、司書教諭や総括学校司書と連携を図りながら、司書教諭を補助し学校図書館の活性化を図ることを任務としている。そして、配置の目的として何よりも大切なことは、児童により近い存在として、直接本を手渡せる役割を担い、子どもが読書に親しみやすい環境を整えることである。

* 学校司書の権限について

モデル校に配置している学校司書については、図書館総合システムの権限を、

一般の教諭と同等に与え、利用者の検索、利用者登録・修正・削除、クラス替えの処理、利用者カードの再発行等、利用者の管理業務をこなせるような形となっている。

*** 他都市と同様に学校司書を正規職員・非常勤職員として扱うことについて**

学校司書を正規職員として扱う場合、多額の財政負担が伴う。また、非常勤職員としての設置も、直ちに実施することは困難と考えているが、非常勤化を図る場合には、学校ニーズに応える観点から、状況に応じて子どもたちの指導・支援ができるように、教員免許の保有を資格要件に加えることも検討していきたい。

*** 総括学校司書と学校司書を区分する理由について**

最終的には、各学校図書館に非常勤として専任の学校司書を配置することが望ましいと考えているが、現状は小学校には特に資格要件のない学校司書を配置し、中学校には有資格の総括学校司書を配置している。当面は、全ての中学校に総括学校司書を配置し、その専門性をいかして小学校へも必要に応じて助言や支援などのスーパーバイズをしてもらうことを考えている。中学校に配置した総括学校司書が小学校もカバーすることによって、小学校と中学校が連携した蔵書の在り方が構築できると考えている。

*** 学校司書の職務に応じた処遇の改善について**

現在、7校で実施しているモデル校を今後さらに拡充する中で検証を行い、職務にふさわしい処遇について関係局と協議をしていきたい。

*** 7校のモデル校における年間計画の内容について**

現在、実施している7校のモデル校では計画を策定している段階であり、年間学校指導計画に基づき、どの時期にどの資料が必要であるかなどについてメモを作成し、集約作業をしている。

*** モデル校における年間計画が未策定の状況下での検証の在り方について**

学校司書は年に3回、報告書を提出することになっており、その中で来館児童数や学習への司書の関わり方などを把握している。それらの中で、どの時期にどの資料が必要であるかなどについてメモを作成し、ストックする中で最終的に計画が策定されると考えている。

*** モデル校における年間計画の策定期間について**

明確な時期は定めていないが、司書教諭の研修の場である図書担当者連絡会において学校図書館ガイドブックⅡを発行しており、その中で読書活動、情報活用の学習の年間計画（例）を示している。その例に基づき、各学校においては、学校図書館の利活用を活性化するよう周知している。

*** 学校図書館を活用した年間計画を作成している学校数について**

年間計画を作成している学校もあると聞いているが、正確な数は把握していない。今後、読書週間に合わせて各校に対して実施しているアンケートを活用し、正確な数を把握していきたい。

*** 教育大綱に図書館司書の位置付けを盛り込むことについて**

学校図書館の充実については、かわさき教育プランの基本計画に位置付けられており、大綱に盛り込まれていると考えている。今後総合教育会議を開催し、案

として市長から教育委員に提案していく予定である。

*** 学校司書配置モデル事業を継続しつつ検証を行うことについて**

検証の結果として現在の状況を白紙に戻して、非常勤職員を新たに配置していくことは、予算的、時間的に困難と考えている。いかに全校の学校図書館の学校司書の充実を図っていくかという観点からすれば、現状の方法がベストと捉えている。しかし、課題がないということではなく、処遇や勤務体制の在り方など、今後の検証の中でどのような方法があるかを検討していきたい。

*** 学校図書館に専任の学校司書を配置することの期待及び効果について**

学校図書館の環境を整え、様々な工夫を凝らした空間作りをする点においては、学校司書の存在は意義あるものとする。また、本を借りたいときに借りられる環境が整備されているなど、学校図書館に常に人がいることの効果は一定程度あるものと考えている。

《意見》

* 本市が「読書のまち」を掲げている以上、その理念及び哲学を学校現場の教職員に対しても明確に伝える努力をしてほしい。

* 学校司書配置モデル事業については、現行の学校長による推薦の在り方を見直し、公募制とすることの検討も含めて、検証作業を行ってほしい。

* 学校司書がどうしても必要だということを明確に示すことができなければ、予算措置をしてまで学校司書を配置する必要はないと考える。小学校・中学校での学習における学校図書館の役割が今後、更に拡大・充実していくのであれば、学校司書配置モデル事業は有意義になると考えるので、この事業が無駄にならないように適切な検証を実施してほしい。また検証に当たっては、モデル校ではない学校における図書の貸出しを増やす取組や授業への学校図書館の利用方法などを工夫した上で、議会として学校司書配置モデル事業を的確に判断できる材料を示してほしい。

《審査結果》

全会一致採択